

寛政中学校いじめ防止基本方針

平成26年4月1日策定
平成29年4月1日改訂

1. いじめ防止に向けた学校の考え方

(1) いじめの定義

いじめ防止対策推進法第2条にあるように、「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童生徒等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

(2) 寛政中学校いじめ防止基本方針の目的

国の基本方針、横浜市基本方針を受け、寛政中学校におけるいじめの防止等の取組についての基本的な方向、取組の内容を定め、いじめのない学校を目指すことを目的とする。

(3) いじめを防止するための基本的な方向性

- ①あらゆる教育活動を通じ、だれもが、安心して、豊かに生活できる学校づくりを目指す。
- ②豊かな情操と道徳心を培い、心の通じ合うコミュニケーション能力を育むため、人権教育の推進、道徳教育の推進、体験活動の充実を図る。
- ③授業をはじめ、特別活動、部活動において、子供の居場所があり、主体的に参加・活躍ができる場面を多く創出し、子供に自己有用感を感じさせ、自尊感情を育成する。
- ④子供が主体となっていじめのない子供社会を形成するという意識を育むため、子供自身がいじめを防止する取組が実践できるよう指導、支援する。
- ⑤いじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの子供にも起こりうることを強く意識し、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は早期に解決できるように家庭、地域及び関係機関と連携し情報を共有しながら指導にあたる。
- ⑥教員が子供と向き合う時間を大切にし、子供の状況を常に的確に把握するように努める。
- ⑦定期的ないじめアンケートや個別の教育相談を実施し、学校組織をあげて子供一人ひとりの状況の把握に努める。
- ⑧「いじめ防止対策委員会」を設置し、全校体制で組織的にいじめ防止に取り組む。

2. 組織の設置及び組織的な取組

(1) 「いじめ防止対策委員会」の設置

管理職、教務主任、学年主任、生徒指導専任教諭を構成員として設置する。また、必要に応じて養護教諭や心理や福祉等の専門家の参加を求める。

(2) 「いじめ防止対策委員会」の役割

- ①いじめやいじめの疑いがあるときは、担任や一部の教職員で抱えることなく、この委員会が中核となって判断や対応を行い、学校全体で組織的に対応する。
- ②いじめに関する情報の収集や記録、対応に関する教職員の役割分担を行なう。
- ③重大事態が起こった場合は、中核となって調査を行う。
- ④いじめ防止に向けた年間計画を立て、PDCAサイクルでの検証を行う。

(3) 年間計画 (予定)

※斜体字は、主に教職員、家庭、地域の動きに関するもの

4月	◇職員研修会 ◇1年校外学習 ◇土曜授業参観・懇談会 ◇家庭訪問 ◇職員情報交換会
5月	◇3年民宿・自然体験 (修学旅行) ◇2年東京グループ散策 ◇『まち』とともに歩む学校づくり懇話会 ◇職員情報交換会
6月	◇STOP『いじめ』アンケートの実施 ◇体育祭 ◇人権講演会 ◇寛政中学校区懇話会 (学校・家庭・地域連携事業) ◇校内研究授業・研修会
7月	◇生徒討論会<心の健康教育> ◇地区懇談会 ◇保護者面談 ◇生徒理解研修会 ◇職員情報交換会
8月	◇教育課程研修会 ◇教育相談
9月	◇人権作文コンクール発表・表彰 ◇職員情報交換会
10月	◇文化祭 ◇福祉・募金活動
11月	◇土曜授業参観・懇談会 ◇職員情報交換会
12月	◇「いじめ解決一斉キャンペーン」の実施 (生徒アンケート・教員アンケートの実施) ◇保護者面談 ◇職員情報交換会
1月	◇1年自然教室 ◇2年職場体験学習 ◇生徒理解研修会 ◇職員情報交換会
2月	◇新入生保護者説明会での情報モラル講演会 ◇寛政中学校区懇話会 (学校・家庭・地域連携事業) ◇職員情報交換会
3月	◇職員情報交換会

3. いじめ防止及び早期発見のための取組

(1) いじめ防止の取組

- ①生徒が居場所と役割、活動ができる授業を工夫する。そのための校内研究授業や研修会を行う。
 - ◇校内研究授業・研修会 (6月)
 - ◇教育課程研修会 (8月)
 - ◇初任・2年次・3年次教員研究授業
- ②生徒の自己有用感の醸成に資するように、特別活動・部活動のあり方を工夫する。
 - ◇縦割り集団のチームによる体育祭 (6月)
 - ◇全校ステージ発表による文化祭 (10月)
 - ◇福祉・募金活動 (10月、他必要に応じて)
- ③豊かな情操を培い心の通う対人交流の能力の素地を養うため体験活動を充実させる。
 - ◇1年校外学習 (4月)
 - ◇2年東京グループ散策 (5月)
 - ◇3年民宿・自然体験 (5月)
 - ◇1年自然体験 (1月)
 - ◇2年職場体験 (1月)
- ④生徒の主体的な参画によるいじめ問題の取組を行う。
 - ◇生徒討論会<心の健康教室> (7月)
- ⑤いじめ防止の啓発活動を推進する。
 - ◇人権ホースターコンクール (5月)
 - ◇人権講演会 (6月)

- ⑥インターネットを通じたいじめへの対処及び情報モラル教育を推進する。
 - ◇新入生保護者説明会での情報モラル講演会（2月）
 - ◇情報モラル講演会（3月）
- ⑦教員が生徒と向き合う時間を大切にし、そのための環境整備をする。
 - ◇教育相談（8月）
 - ◇相談活動の充実（通年）

(2) いじめの早期発見の取組

- ①いじめ相談窓口、学校カウンセラーの相談窓口を周知する。（4月）
- ②STOP『いじめ』アンケートを実施し、必要に応じて個人面接を実施する。（6月）
- ③担任による全生徒との教育相談を実施する。（8月）
- ④いじめ解決一斉キャンペーンを実施する。（いじめアンケートを実施し、必要に応じて個人面接を実施する。同時に職員アンケートを行い、いじめの実態把握に努める。）（12月）

(3) いじめに対する措置

- ①「いじめ防止対策委員会」を中核とした組織的な対応を行う。
- ②いじめアンケート等による点検結果やこれに基づく課題については、全教職員で共有しながら改善に取り組む。
- ③いじめがあると思われる場合、適切・迅速に対処する。
- ④状況によって警察署等関係機関、専門機関との連携を適切に図る。
- ⑤被害生徒及び保護者への適切な情報提供と支援、加害生徒及び保護者への指導と支援をていねいに行う。

(4) 教職員の研修

生徒理解やいじめの防止に関する研修を計画的に実施し、教職員の資質の向上に努める。また、職員情報交換会を定期的実施し、情報を共有し、いじめを見逃さない教職員の見守り体制づくりをする。

- ◇職員研修会（4月）
- ◇職員情報交換会（ほぼ毎月実施）

(5) 家庭・地域・関係機関との連携

- ①生徒の状況について、保護者との情報交換、共通理解を図る機会を多く設定する。
 - ◇土曜授業参観・懇談会（4月、11月）
 - ◇家庭訪問（4月）
 - ◇保護者面談（7月、12月）
 - ◇PTA諸会議
- ②講演会や生徒の活動への保護者の参加や見学を通して、いじめ防止に向けての保護者との共通理解を深める。
 - ◇人権講演会参加（6月）
 - ◇生徒討論会<心の健康教育>見学（7月）
 - ◇新入生保護者説明会での情報モラル講演会参加（2月）
 - ◇情報モラル講演会参加（3月）
- ③いじめ問題の解決のために家庭や地域、関係機関と適切な連携協力を図る。
 - ◇『まち』とともに歩む学校づくり懇話会（5月）
 - ◇寛政中学校区懇話会（学校・家庭・地域連携事業）（6月、2月）
 - ◇地域懇談会（7月）
- ④学校だよりやHP等を使って、いじめ防止の取組を家庭・地域に発信し、共通理解を図る。
 - ◇学校だより発行（毎月 8月を除く）
 - ◇HP更新（随時）

※◇の内容と実施月は予定

4. 重大事態への対処

(1) 教育委員会への報告

重大事態と思われる案件が発生した場合は、直ちに教育委員会に報告する。

(2) 対処・調査・報告

いじめ防止対策委員会を中核として、直に対処するとともに、再発防止も視点において調査を実施する。調査結果は教育委員会に報告する。

(3) 生徒・保護者への情報提供及び調査結果の報告

いじめを受けた生徒や保護者に対し、適切に情報提供をし、調査によって明らかになった事実関係を報告する。

5. その他

必要があると認められるときは、学校基本方針を改訂し、あらためて公表する。